

## 平塚市優良中小工場経営者表彰要綱

- 1 平塚市に工場を有し、永年にわたりその経営者として努力され、地域社会と連携、協調を図り、本市工業の発展に寄与され、かつ、人格、識見ともに優れた経営者を他の模範としてこの要綱に基づき表彰する。
- 2 被表彰者は、市内の工場を構成員とする各工業会の会長が推薦し、市長が決定する。ただし、いずれの工業会にも所属しない工場を経営する者にあつては、平塚市産業振興部産業振興課長が推薦し、市長が決定する。
- 3 前項に規定する平塚市優良中小工場経営者の推薦は、平塚市優良中小工場経営者推薦書（様式１）により行うものとする。
- 4 被表彰者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものでなければならない。
  - （１）資産の額若しくは、出資の総額が３億円以下の会社又は、常用使用する従業員の数が３００人以下の会社若しくは個人の経営者であること。
  - （２）本市に事業所を開設して１５年以上経過している工場で、かつ、経営者に就任後おおむね１０年以上その役職に携わっている者であること。
  - （３）別表に掲げる業種を営み、人格及び識見ともに優れ、他の模範となるにふさわしい者であること。
- 5 表彰は、表彰状及び記念品を授与する。
- 6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別 表

「対象業種」

| 番号 | 業 種            | 番号  | 業 種              |
|----|----------------|-----|------------------|
| 1  | 食料品製造業         | 1 0 | 窯業、土石製品製造業       |
| 2  | 衣服、その他繊維製品製造業  | 1 1 | 鉄鋼業              |
| 3  | 木材、木製品製造業      | 1 2 | 非鉄金属製造業          |
| 4  | 家具、装備品製造業      | 1 3 | 金属製品製造業          |
| 5  | パルプ、紙、紙加工品製造業  | 1 4 | 一般機械器具製造業        |
| 6  | 出版、印刷、同関連産業    | 1 5 | 電気機械器具製造業        |
| 7  | 化学工業           | 1 6 | 輸送用機械器具製造業       |
| 8  | ゴム製品製造業        | 1 7 | その他の製造業          |
| 9  | なめし皮、同製品、毛皮製造業 | 1 8 | 以上のほか、市長が特に認めたもの |